

社員総会細則

2011年5月19日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第18条から第27条に定める事項のほか、この法人の社員総会（以下、総会という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この法人の総会は、定時社員総会（以下、「定時総会」という。）と臨時社員総会（以下、「臨時総会」という。）の2種とする。
2 定時総会は、この法人が主催する年次学術集会に合わせて開催する。

(成立)

第3条 総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席により成立する。
2 総務担当常務理事は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席社員数及びその議決権数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

(社員以外の出席)

第4条 社員以外の正会員又は名誉会員が、総会に出席しようとするときには、あらかじめ理事長に届け出なければならない。
2 理事長は、必要と認めるとき、総会の承認を得て、前項に規定する者以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(仮議長)

第5条 定款第22条に定める議長が選出されるまでの間、この法人の総務担当常務理事が仮議長を務めるものとする。

(議長)

第6条 議長の選出は推薦制とし、社員から推薦された者について、総会の承認により決定するものとする。
2 議長の推薦にあたっては、議事運営を円滑に行うことを考慮しなければならない。
3 議長被推薦者が複数ときは、仮議長が1名の被推薦者を決定し、総会の承認により決定するものとする。

(副議長)

第7条 議長は、必要と認めるときは出席社員の中から副議長を選任することができる。
2 副議長は、議長を補佐する。

(議事録署名人)

第8条 議長は、議事に先立ち、出席社員の中から2名を議事録署名人として選任しなければならない。

(議案の提出)

第9条 理事長は社員から、期間を定めて、定款第19条に定められた総会の議決事項以外の議案の提出を要請することができる。
2 理事長は、理事会の議を経て社員から提出された議案を総会提出議案とする。
3 理事長は、総会提出議案を総会開催通知とともに社員に通知しなければならない。

(議事録)

第10条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。
(1) 開催日時および開催場所
(2) 出席者数および陪席者数
(3) 議長選任の経緯
(4) 開会宣言

- (5) 報告事項の概要
- (6) 審議事項の概要およびその審議結果
- (7) 閉会宣言

(開催日、開催場所)

第11条 理事長は、年次学術集会を開催する会長と協議して、この法人の定時総会を開催する日と場所を設定しなければならない。

(細則の変更)

第12条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

附 則

1. この細則は2011年5月19日から施行する。